

負うべきことはいうまでもない。

(2) しかしながら、取り次がれた融資案件

の審査の対象となる物件がYの販売又は仲介する不動産である以上、Yにおいて、対象不動産についての必要最小限の調査を尽くしていることは当然に求められているものというべきであり、Yの調査不足によつてAに損害が生じたのであれば、本件提携契約の債務不履行として、YのAに対する賠償責任が生ずるものと解される。

(3) AからCへ融資した金員の交付額そのものを損害とすることはできないが、Aの抵当権が存在していたならば回収できたはずの本件融資の返済相当額のうち、九割がYの過失による損害であり、これからXの取

得した和解金三〇〇万円を控除した七三五万円がYの賠償すべき損害である。

(4) よつて、YはXに対し、金七三五万円を支払え。

二 まとめ

融資の回収不能リスクは、本来、金融機関が負うべきものであり、しかも本件の業務提携契約には、取引物件の調査については、金

融機関に一次的義務があり、媒介業者は金融機関に求められてその協力義務が生ずる趣旨の条項が規定されているので、本件判決は、一見すると媒介業者の責任が重過ぎるようにも思われる。

しかし、媒介業者は単に融資のとりなしを行つてゐるのではなく、不動産取引を専門に扱う立場にあり、媒介手数料を得るために、自己の媒介業務の一環として融資を取り次ぐのであるから、やはり、取引物件に係る権利の帰属関係など、必要最小限の調査義務は全くさなければならないであろう。複雑な事案であるが、実務の参考になると思われる。

最近の判例から (8)

(2) YのAに対する連帯保証債務については、

提携ローン一般の解釈として、本件融資にかかる抵当権設定登記をAが確認したことによつて消滅したものと解するのが正当である。

(3) Xの損害については、

準工業地域における鉄筋コンクリート造り一〇階建てマンションの建設に関して、隣接

地のマンション住民からなされた建築工事差止の仮処分が、日照阻害の点については地域

日照阻害等に基づくマンション建築工事差止請求 (神戸地裁姫路支部決定 平一一〇・二六 判タ一一八一九二) 森末 一巳

性を考慮して受忍限度を超えていないとされるものの、著しい圧迫感・閉塞感を感じているとして一部容認された事例

(神戸地裁姫路支部 平成二年一〇月二六日決定 一部容認・異議(後抗告却下)判例タイムス一〇三八号二九一頁)

一 事案の概要

Y_1 は、その所有する土地に鉄筋コンクリート造一〇階建て、戸数三六戸の分譲マンション(本件建物)を建築することを計画し、平成二年六月までに建築確認を得て建築業者 Y_2 にその工事を請け負わせた。 X らは、右土地の北側に建てられた六階建てマンションの二階ないし六階に居住する者であるが、本件建物が計画どおり建築されると日照を阻害されるとして本件建物の建築差止を求める仮処分を申請した。

二 裁判所の判断の要旨

本件土地は、準工業地域で、建築基準法及び日影規制条例の規制対象外の地域に属している。本決定は、日影規制対象外の地域であるからといって、直ちに当該建物による日影が私法上の受忍限度を超えるものでないとみるのは相当でなく、日影によって生ずる被害

の程度が社会通念に照らして社会生活上一般に受忍すべき限度を著しく超え、かつ、それが、当該地域において一般に相当とされる態様とは著しく異なる態様の建築がされることによつてもたらされたものである場合には、差止請求権が発生するものと解するのが相当であるとした。

そのうえで、本件の被害の程度について、冬至において終日、日照を享受できないこととなるもので、被害の程度は著しいとしながらも、本件地域の地域性について、本件地域は明示的に公法上の日影規制の対象除外地域に指定されていること、その現況は、工場用地、駐車場と中高層共同住宅が主体であり、必ずしも住宅中心地域とはいきれない現状にあること、将来的にも土地の高度利用が図られるとして本件建物は地域にそぐわないものということはできない」と地域性の評価にして、日照阻害を理由とする建築差止を認めず、他方で、著しい圧迫感・閉塞感を理由として(日照阻害の緩和を期待できるとしつ)建築工事の一部差止を認めている。多くの日照事件の裁判例においては、受忍の限度の判断において、被害の中心に据えられるのは日照阻害であり、日照阻害以外の生活利益の侵害(通風阻害、圧迫感、風害、プライバシイ侵害等)を決定的な要因として考えてはいないと指摘があり、本決定は、数少ない事例の一つといえよう。

(企画調整部調整第一課長)

しかしながら、本件建物が予定どおり建築された場合には、著しい圧迫感及び閉塞感を生ずるとして、本件建物の九階以上(八階を超える部分)の建築工事の差止を一部認容した。

三 まとめ

本件の最大の争点は、本件建物による X らの建物に対する日照阻害が受忍限度を超えるものか否かであるが、本決定は、冬至における終日日影という著しい日照阻害を認めながら、「本件建物は地域の現況にそぐわないもの」ということはできない」と地域性の評価にして、日照阻害を理由とする建築差止を認めず、他方で、著しい圧迫感・閉塞感を理由として(日照阻害の緩和を期待できるとしつ)建築工事の一部差止を認めている。多くの日照事件の裁判例においては、受忍の限度の判断において、被害の中心に据えられるのは日照阻害であり、日照阻害以外の生活利益の侵害(通風阻害、圧迫感、風害、プライバシイ侵害等)を決定的な要因として考えてはいないと指摘があり、本決定は、数少ない事例の一つといえよう。